

改正

令和5年4月1日実施

青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

1 目的

この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、避難路等に面した危険なブロック塀等の撤去を行おうとする所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、石その他組積造の塀および門柱ならびに組立式コンクリート塀をいう。
- (2) 避難路等 青梅市地域防災計画に定める避難路等をいう。

3 補助対象者

補助の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) ブロック塀等を所有または管理し、当該ブロック塀等を撤去する者
- (2) 青梅市暴力団排除条例（平成24年条例第17号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者
- (3) 市税等に滞納がない者

4 補助対象ブロック塀等

補助の対象となるブロック塀等は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 避難路等に面しているもの
- (2) ブロック塀等の頂部までの高さが避難路等の地盤面から1メートルを超えるもの
- (3) ブロック塀等の構造部の高さが60センチメートルを超えるもの
- (4) 地震発生時等に倒壊し、通行を妨げ、または人に危害を及ぼすおそれがあるもの

5 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前項の補助対象ブロック塀等にかかる工事であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) ブロック塀等の全部または一部を撤去するもの。この場合において、当該ブロック塀等の一部を撤去する場合は、ブロック塀等の構造部の高さを60センチメートル以下にする工事であること。
- (2) 敷地や敷地内の建物等の売却等または建物等の新築、改築等を目的としたブロック塀等の撤去工事ではないこと。
- (3) 同一敷地内において、この要綱による補助金その他同種の補助金等の交付を受けていないこと。
- (4) ブロック塀等を撤去後に、撤去箇所の十分な安全確保を図ること。
- (5) 第8項に定める交付決定後に着手するもの。
- (6) 当該年度の3月31日までに完了する工事であること。

6 補助金の交付額

補助金の交付額は、次に掲げるもののうちいずれか少ない額とする。

この場合において、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 工事に要した費用の10分の9の額
- (2) 撤去するブロック塀等の長さ(0.1メートル未満の端数を切り捨てたものとする。)に1メートル当たり8,000円を乗じて得た額
- (3) 18万円

7 補助金の交付申請

この補助金の交付を受けようとする者は、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(様式第1号)に必要書類を添付して青梅市長(以下「市長」という。)に提出するものとする。

8 補助金の決定

市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の決定をし、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金交付しないことを決定したときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

9 補助内容の変更・中止等

- (1) 前項の規定により補助の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、その内容を変更しようとするときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金変更等承認申請書(様式第4号)により、市長の承認を受けなければならない。ただし、補助金の目的および交付額に変更を要しない軽微な内容の変更の場合は、この限りでない。

(2) 市長は、前号に規定する変更または中止の申請があったときは、内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、青梅市ブロック塀等撤去費補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第5号）により、補助決定者に通知するものとする。

10 完了報告

補助決定者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日までに、青梅市ブロック塀等撤去工事完了実績報告書（様式第6号）に必要書類を添付し、市長に提出しなければならない。

11 補助金の額の確定

市長は、前項の工事完了実績報告書の内容を精査し、必要に応じて調査等を行い、撤去工事が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付額確定通知書（様式第7号）により、補助決定者に通知するものとする。

12 補助金の交付請求

補助決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（様式第8号。以下「交付請求書」という。）を市長に提出し、補助金の交付を請求するものとする。

13 補助金の交付

市長は前項の規定により交付請求書の提出があった場合は、その内容を精査し、適当と認めるときは、補助決定者に補助金を交付するものとする。

14 交付決定の取消し等

(1) 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部または一部を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に違反したとき。

(2) 市長は、前号に定める補助金の全部または一部を取り消したときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金決定取消（変更）通知書（様式第9号）により補助決定者に通知するとともに、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、青梅市ブロック塀等撤去費補助金返還命令書（様式第10号）により返還を命ずるものとする。

15 報告および検査等

市長は、この要綱による補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助決定者に対し、報告を求め、または検査し、もしくは調査することができる。

16 代理請求および代理受領

第7項から第13項までの規定にかかわらず、この補助金の代理請求および代理受領については、次に掲げるところによるものとする。

- (1) この補助金を受けようとする者は、補助金の請求および受領を、補助対象事業を施工する業者（以下「撤去事業者」という。）に委任する方法（以下「代理請求等」という。）により行うことができる。
- (2) 代理請求等により補助金の交付を受けようとする者（以下「代理請求等申請者」という。）は、補助金の交付申請をするときは、第7項に規定する青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付申請書に、青梅市ブロック塀等撤去費補助金代理請求等予定届出書（様式第11号）を添付して市長に提出しなければならない。
- (3) 代理請求等申請者は、補助対象事業にかかる工事が完了したときは、速やかに青梅市ブロック塀等撤去工事完了事前確認報告書（様式第12号）に、当該工事に要した費用にかかる全額の明細書および別に定める必要書類を添付して市長に提出し、工事完了の確認を受けなければならない。
- (4) 代理請求等申請者は、代理請求等の中止を行うときは、工事完了事前確認報告を提出する前までに、青梅市ブロック塀等撤去費補助金代理請求等予定届出取下書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。
- (5) 市長は、3号に規定する青梅市ブロック塀等撤去工事完了事前確認報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、相当と認めたときは、補助金の交付額確定見込について、青梅市ブロック塀等撤去費補助金交付額確定見込通知書（様式第14号）により、補助金を交付しないことを決定したときは、青梅市ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知により代理請求等申請者に通知するものとする。
- (6) 代理請求等申請者は、補助対象事業が完了したときは、第10項に規定する青梅市ブロック塀等撤去工事完了実績報告書に、当該工事に要した費用から補助確定見込額を差し引いた額にかかる領収書の写しを添付して市長に提出しなければならない。
- (7) 撤去事業者は、補助金の交付を請求するときは、交付請求書に、青梅市ブロック塀等撤去費補助金代理請求等にかかる委任状（様式第15号）を添付して、市長に提出しなければならない。

17 その他

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、青梅市補助金等交付規則（昭和41年規則第16号）の定めるところによる。

18 実施期日等

- (1) この要綱は、令和3年4月1日から実施し、令和8年4月1日にその効力を失うものとする。
- (2) この要綱の失効前に、この要綱にもとづき交付された補助金に関して、この要綱の失効後に必要となる実績報告、補助金返還等の手続に関しては、なお従前の例による。
- (3) 平成30年6月18日から同年12月31日までの間に着手したブロック塀等の撤去工事(以下「実施期日前対象工事」という。)については、第3項から第5項までの要件(同項第5号を除く。)を満たすことが確認できる場合に限り、同項第5号の規定にかかわらず、補助対象事業とすることができる。
- (4) 実施期日前対象工事については、第10項に規定する青梅市ブロック塀等撤去工事完了実績報告書の提出期限にかかわらず、当該実績報告書を市長が定める日までに提出することができる。

19 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、令和4年4月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、令和5年4月1日から実施する。ただし、同日前の交付申請にかかる補助金の交付額および交付請求に関する規定は、なお従前の例による。